

議 第 4 6 号  
平成30年6月28日提出

熊本市生涯学習指針策定委員会委員の委嘱について

熊本市生涯学習指針策定委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び熊本市生涯学習指針策定委員会運営要綱第3条第2項の規定により、熊本市生涯学習指針策定委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



## H30年度 熊本市生涯学習指針策定委員会 委員名簿(案)

(敬称略・順不同)

No	区分	氏名	主な所属団体・役職等
1	学識経験者	古賀 倫嗣	熊本大学名誉教授 放送大学熊本学習センター客員教授
2	学識経験者	山平 敏夫	熊本市社会教育委員 熊本県教育委員会統括コーディネーター
3	学校関係者	乙丸 孝嗣	熊本市小学校長会 豊田小学校校長
4	社会教育団体の構成員	日高 加寿美	熊本市PTA協議会 市P担当副会長 部会長
5	社会教育団体の構成員	中川 保敬	熊本市体育協会 副理事長
6	社会教育団体の構成員	檜木野 史貴	熊本県文化協会 専務理事
7	社会教育団体の構成員	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会 会長
8	教育委員会が必要と認める者	石井 憲子	特定非営利活動法人教育支援プロジェクト・マスタース熊本 代表理事
9	教育委員会が必要と認める者	合谷 道生	熊本地区民間カルチャー事業者 RKKカルチャーセンター センター事業部長
10	公募による市民	佐々木 信文	公募市民(面接済)

熊本市附属機関設置条例

平成19年3月13日  
条例第2号

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの(設置期間が1年以内のものに限る。)を置くことができる。

- (1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの
- (2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの

(平22条例5・平28条例68・一部改正)

別表

(平28条例7・全改、平28条例55・平28条例57・平28条例64・平28条例67・平28条例68・平29条例4・平29条例42・平30条例4・一部改正)

- 1 市長の附属機関  
(略)
- 2 上下水道事業管理者の附属機関  
(略)
- 3 交通事業管理者の附属機関  
(略)
- 4 病院事業管理者の附属機関  
(略)
- 5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会	学校給食共同調理場及び単独校調理場の業務委託の履行状況について評価を行う。
2	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。
3	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
4	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
5	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
6	熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡(塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。)の保存活用計画を策定するため、必要な事項を審議する。
7	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。
8	熊本市生涯学習指針策定委員会	熊本市生涯学習指針を策定するため、必要な事項を審議する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市生涯学習指針策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、熊本市生涯学習指針（以下「指針」という。）について教育委員会に意見を具申し、このために必要な調査研究を行い、及びこれらの事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育団体の構成員
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、指針を策定した時点までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、第2条に規定する事務を調査研究するため必要な部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

5 会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局市民生活部生涯学習課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。